

下水道使用料の改定について
(答申)

(案)

令和5年〇〇月〇〇日

二本松市公共下水道審議会

1. はじめに

現在の二本松市は、平成 17 年 12 月 1 日に 1 市 3 町（二本松市・安達町・岩代町・東和町）が合併して誕生し、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を引き継いでいる。そして、令和 2 年 4 月 1 日に事業を統合し、公営企業会計を適用している。

二本松市の公共下水道は、市民の快適な暮らしや良好な水環境を保つため、下水道使用料や税金で運営されている。二本松市の公共下水道事業は、2つの事業で4つの処理区があり、令和 4 年 4 月 1 日時点の内容は以下のとおりである。

区分	流域関連公共下水道事業		特定環境保全公共下水道事業	
	二本松	安達	岳	岩代
供用面積	452.19ha	188.88ha	34.00ha	75.49ha
供用開始	平成 10 年 10 月	平成 10 年 10 月	平成 16 年 4 月	平成 16 年 4 月
接続人口	9,411 人	4,116 人	132 人	765 人
接続率	71.5%	80.2%	36.1%	62.9%

下水道の使用料金について、平成 17 年の合併に際しての協定項目で「現行のそれぞれの料金体系を継続するが、二本松と安達処理区の流域関連公共下水道については合併後 3 年以内に新たな料金体系に統一すること」として引き継いだ。令和 4 年度時点においてもなお統一した下水道使用料の実現ができておらず、地域間格差が残ったままとなっている。同一市民でありながら下水道使用料が異なり、公平性の観点からも、この状況は、見直しが必要となっている。

将来にわたって、安定した下水道サービスを提供すること、快適な生活環境を守ること、使用者負担の適正化・公平性を図ること、また、持続可能な独立採算による健全経営の実現を目指し、下水道使用料金体系の総合的な検討のため、令和 4 年 11 月 4 日、「下水道使用料の改定」について二本松市長から諮問を受けた。

本審議会は、これまで全 8 回にわたり下水道使用料の改定について、経営状況や下水道管理運営費、資本費等の分析、処理区別使用料金体系別の分析等、提供された資料を基に多角的な観点から議論・審議を行ってきた。その結果、公共下水道事業の使用料改定案についての結論を得たので、ここに答申を行う。

2. 下水道使用料改定及び統一の必要性

二本松市の公共下水道事業は、使用者が特定されていることから、経営に伴う使用料収入で汚水処理費用を賄い事業を運営する企業会計制度を採用している。汚水処理に係る費用は、その一部を一般会計が負担又は補助することが認められているもののほか、原則として使用料で全額を負担することになっている。

しかし、現状においては使用料だけでは費用を賄っておらず、現在の使用料収入で賄っている汚水処理費用は約 58%となっている。不足する残りの 42%は、一般会計からの繰入金等（税金）で賄っている。

合併後 17 年が経過する中、下水道使用料の負担の公平性を欠いている状況を是正する必要がある。また、将来にわたり公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の改善を図る下水道事業として継続していくためにも、接続人口の減少に対応した使用料設定を行う必要がある。さらに、今後の施設老朽化等に伴う更新費用を確保する必要がある。そのため、使用料の統一及び適正な使用料水準の確保が必要と判断した。なお、現行の下水道使用料制度は以下の表のとおりである。

現行の下水道使用料（月額）

（税込 単位：円）

区分	内容	流域関連公共下水道事業		特定環境保全公共下水道事業	
		二本松	安達	岳	岩代
基本使用料	1 カ月	660	825	660	1,650
下水道 使用料	1 m ³ から 5 m ³	60.5	-	55	-
	6 m ³ から 10 m ³	60.5	170.5	55	-
	11 m ³ から 20 m ³	77	170.5	71.5	143
	21 m ³ から 25 m ³	110	170.5	99	148.5
	26 m ³ から 30 m ³	110	176	99	148.5
	31 m ³ から 35 m ³	137.5	176	110	154
	36 m ³ から 50 m ³	137.5	181.5	110	154
	51 m ³ から 55 m ³	165	181.5	132	154
	56 m ³ から 100 m ³	165	192.5	132	154
	101 m ³ から 500 m ³	192.5	231	132	165
501 m ³ 以上	225.5	231	132	165	

※安達処理区と岩代処理区は、水量込み基本料金が設定されている。

3. 今回の下水道使用料の改定の考え方

下水道使用料の改定の考え方は次のとおりである。なお、公益社団法人日本下水道協会が公表する「下水道使用料算定の基本的考え方」を参考にしている。

使用料対象経費は、将来の一定期間における事業運営に必要な経費等を適正に把握し、以下の下水道維持管理費に、資本費を加えて算定する。

【下水道維持管理費】

維持管理費は、既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用であり、目的別には、管渠費・ポンプ場費・処理場費・一般管理費等からなる。性質別には、人件費・動力費・薬品費・修繕費・流域下水道維持管理負担金、委託料等で構成される。

【資本費】

資本費は、下水道施設を整備するために必要な費用であり、減価償却費・支払利息・資産維持費等からなる。資産維持費は、下水道事業サービスを継続していくために必要な費用として、中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するものである。資産維持費は、今後50年間の改築計画に見込まれる減価償却費について、新設当時と比較して1.9倍に増加したものと推計して算定する。

4. 本審議会での調査・審議事項

本審議会では、公共下水道事業を前提に「下水道使用料の改定」を考えるにあたり、下水道使用料を構成する要素である「使用料」「処理区」「使用料体系」の3つの視点を考慮した。

(1) 現状（令和3年度実績）

<全体>

使用料収入	:	214,849 千円	①
年間有収水量	:	1,459,917 m ³	②
1 m ³ あたりの単価	:	147.20 円/m ³	①÷②

上記について、処理区別使用料体系別に算出した使用料単価は以下のとおりである。

<二本松処理区>

	③	④	⑤=④÷③
使用水量 (m ³)	総水量 (m ³)	下水道使用料 (円)	使用料単価 (円/m ³)
0 ~ 10	119,480	20,775,200	173.8801
11 ~ 20	261,575	28,531,250	109.0748
21 ~ 30	246,843	30,628,800	124.0821
31 ~ 50	202,164	28,521,900	141.0830
51 ~ 100	62,877	10,032,450	159.5568
101 ~ 500	89,337	15,892,575	177.8947
501 ~ 999999	78,541	16,147,105	205.5882
合計	1,060,817	150,529,280	141.8994

<安達処理区>

	⑥	⑦	⑧=⑦÷⑥
使用水量 (m ³)	総水量 (m ³)	下水道使用料 (円)	使用料単価 (円/m ³)
0 ~ 10	38,527	7,174,660	186.2242
11 ~ 20	118,699	18,207,920	153.3957
21 ~ 30	111,409	17,178,615	154.1941
31 ~ 50	72,329	11,303,825	156.2834
51 ~ 100	16,248	2,624,520	161.5288
101 ~ 500	36,968	6,831,405	184.7924
501 ~ 999999	4,924	999,040	202.8920
合計	399,104	64,319,985	161.1610

(2) 調査・審議事項 (改定すべき使用料単価・改定率)

<全体>

下水道維持管理費	:	363,101 千円	(i)
資本費			
支払利息	:	82,550 千円	
減価償却費	:	339,309 千円	
資産維持費	:	103,829 千円	
合計	:	525,688 千円	(ii)
使用料対象経費	:	888,789 千円	(iii) = (i) + (ii)

(考慮すべき事項)

当期純利益	:	0 千円	(iv)
収入関連	:	636,064 千円	(v)

なお、確保すべき当期純利益は、一般会計からの基準外の繰入も存在しているため、ゼロとしている。(令和3年度実績: 100,531 千円)

合計	252,725 千円	(vi) = (iii) + (iv) - (v)
年間有収水量	1,459,917 m ³	②

今回の改定すべき使用料単価 173.1 円/m³ (vii) = (vi) ÷ ②

今回の改定すべき使用料単価が 173.1 円/m³と試算できた。令和3年度の使用料単価 147.20 円/m³と比較すると 1.18 倍となる。

二本松処理区の水量別の使用料体系で算定すると、二本松処理区を 1.22 倍とすることが必要となるが、市民生活への影響を考慮して二本松処理区において上げ幅を 1.2 倍と設定する。なお、二本松処理区と安達処理区の単価が大きく異なる。そのため、安達処理区の単価を二本松処理区と同水準としたうえで、上げ幅を 1.2 倍と設定する。ただし、一般会計からの繰入金金の縮減を図る場合には、今後、さらに改定の検討が必要となる。

上記のあるべき使用料単価について、処理区別使用料体系別に算定した結果は以下のとおりである。

<二本松処理区>

		現状（令和3年度）		現状（令和3年度）の1.2倍	
		⑤	④	⑤×1.2	④×1.2
使用水量（m ³ ）		使用料単価 （円/m ³ ）	下水道使用料 （円）	使用料単価 （円/m ³ ）	下水道使用料 （円）
0 ~	10	173.8801	20,775,200	208.6562	24,930,240
11 ~	20	109.0748	28,531,250	130.8898	34,237,500
21 ~	30	124.0821	30,628,800	148.8985	36,754,560
31 ~	50	141.0830	28,521,900	169.2996	34,226,280
51 ~	100	159.5568	10,032,450	191.4681	12,038,940
101 ~	500	177.8947	15,892,575	213.4736	19,071,090
501 ~	999999	205.5882	16,147,105	246.7059	19,376,526
合計		141.8994	150,529,280	170.2793	180,635,136

<安達処理区>

		現状（令和3年度）		二本松地域の水準に修正		左記の1.2倍	
		⑧	⑦	⑨	⑩	⑨×1.2	⑩×1.2
使用水量（m ³ ）		使用料 単価 （円/m ³ ）	下水道 使用料 （円）	使用料 単価 （円/m ³ ）	下水道 使用料 （円）	使用料 単価 （円/m ³ ）	下水道 使用料 （円）
0 ~	10	186.2242	7,174,660	173.8801	6,699,080	208.6562	8,038,897
11 ~	20	153.3957	18,207,920	109.0748	12,947,074	130.8898	15,536,489
21 ~	30	154.1941	17,178,615	124.0821	13,823,864	148.8985	16,588,636
31 ~	50	156.2834	11,303,825	141.0830	10,204,391	169.2996	12,245,269
51 ~	100	161.5288	2,624,520	159.5568	2,592,478	191.4681	3,110,974
101 ~	500	184.7924	6,831,405	177.8947	6,576,410	213.4736	7,891,692
501 ~	999999	202.8920	999,040	205.5882	1,012,316	246.7059	1,214,780
合計		161.1610	64,319,985	141.8994	53,855,613	170.2793	64,626,736

今回の改定の下水道事業のあるべき使用料収入は、252,725 千円(vi)であり、全体的に1.18 倍の改定が必要であった。これを踏まえて、使用料体系を同じにするため、安達処理区を二本松処理区の使用料体系に修正したうえで、両処理区について1.2 倍の改定とした結果、最終的な改定率は以下のとおりである。

処理区	現状（令和3年度） （円）	今回の改定すべき 使用料収入（円）	倍率
二本松	150,529,280	180,635,136	1.20 倍
安達	64,319,985	64,626,736	1.00 倍
合計	214,849,265	245,261,872	1.14 倍

上記に基づき、処理区別使用水量別の金額および倍率を示した結果が以下のとおりである。

二本松処理区				安達処理区			
使用 水量	現状	改定後	倍率	使用 水量	現状	改定後	倍率
5 m ³	962 円	1,154 円	1.2 倍	5 m ³	825 円	1,154 円	1.3988 倍
10 m ³	1,265 円	1,518 円	1.2 倍	10 m ³	1,677 円	1,518 円	0.9052 倍
20 m ³	2,200 円	2,640 円	1.2 倍	20 m ³	3,382 円	2,640 円	0.7806 倍
30 m ³	3,960 円	4,752 円	1.2 倍	30 m ³	5,115 円	4,752 円	0.9290 倍
40 m ³	6,160 円	7,392 円	1.2 倍	40 m ³	6,902 円	7,392 円	1.0710 倍
50 m ³	7,535 円	9,042 円	1.2 倍	50 m ³	8,717 円	9,042 円	1.0373 倍
60 m ³	10,560 円	12,672 円	1.2 倍	60 m ³	10,587 円	12,672 円	1.1969 倍
70 m ³	12,210 円	14,652 円	1.2 倍	70 m ³	12,512 円	14,652 円	1.1710 倍
80 m ³	13,860 円	16,632 円	1.2 倍	80 m ³	14,437 円	16,632 円	1.1520 倍
90 m ³	15,510 円	18,612 円	1.2 倍	90 m ³	16,362 円	18,612 円	1.1375 倍
100 m ³	17,160 円	20,592 円	1.2 倍	100 m ³	18,287 円	20,592 円	1.1260 倍
500 m ³	96,910 円	116,292 円	1.2 倍	500 m ³	110,687 円	116,292 円	1.0506 倍
501 m ³	113,635 円	136,362 円	1.2 倍	501 m ³	110,918 円	136,362 円	1.2294 倍

5. おわりに

本審議会に対し「下水道使用料の改定について」について諮問があり、これまで審議をしてきた結果を答申としてまとめた。

下水道事業は、市民生活の衛生環境の向上と公共用水域の水質保全に不可欠ではなく、本市の住民及び事業者の理解と協力を得ながら適正な事業運営を図るとともに、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供することを期待するものである。

なお、今回の答申における使用料改定は、水道料金改定と合わせて施行される見込みとなっていることから、特に使用料が上昇する改定については、現下のコロナウイルス感染症や物価高騰などが市民生活に少なからず影響を及ぼしていると考えられるため、段階的な改定も考慮いただきたい。

そして、今後の使用料改定であるが、人口減少に伴う有収水量の減少や、刻々と変化する社会・経済情勢に鑑み、下水道事業の経営戦略を見直す5年程度ごとに使用料のあり方を検討する必要がある。また、今回、使用料改定の対象とならなかった岳及び岩代特定環境保全公共下水道事業の使用料統一についても、遠からず検討する必要があると考えるところである。

最後に、より一層の事業経営の効率化、そして二本松市に相応しい下水道使用料制度が構築されることを願い、この答申の結びとする。

別紙 1 諮問書 (令和 4 年 11 月 4 日)

4 上 第 4 0 6 号
令和 4 年 1 1 月 4 日

二本松市公共下水道審議会
会長 菅野 恒雄 様

二本松市長 三 保 恵 一



下水道使用料の改定について (諮問)

二本松市公共下水道審議会条例第 1 条の規定に基づき、下記事項について諮問いたしますので、貴審議会の意見を求めます。

記

<諮問事項>

1. 「下水道使用料の改定」について



別紙 2 審議会委員名簿

二本松市公共下水道審議会委員名簿

区 分	氏 名	選出区分
会 長	菅 野 恒 雄	学識経験者
副会長	安 田 裕 子	下水道使用者
委 員	丹 治 耕 一	学識経験者
	安 齋 秀 一	学識経験者
	安 藤 まゆみ	学識経験者
	二 瓶 孝 二	学識経験者
	菅 澤 美知子	下水道使用者
	大 内 啓 子	下水道使用者
	大 沢 清 子	下水道使用者
	鈴 木 朝 裕	下水道使用者

別紙3 二本松市公共下水道審議会審議経過

会議	開催年月日	審議内容
第1回	令和4年7月12日	委嘱状交付
第2回	令和4年10月7日	下水道施設現地視察
第3回	令和4年11月22日	諮問「下水道使用料の改定について」 →概況、経緯、現状、料金改定・統一の必要性の確認
第4回	令和5年1月27日	審議「課題と使用料改定の必要性」
第5回	令和5年2月20日	審議「下水道使用料体系の統一案（その1）」
第6回	令和5年5月16日	審議「下水道使用料体系の統一案（その2）」
第7回	令和5年8月28日	下水道使用料改定の素案
第8回	令和5年 月 日	答申書案

別紙 4 二本松市公共下水道審議会条例

平成 17 年 12 月 1 日条例第 204 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、二本松市公共下水道事業計画に関する事項について審議するため、二本松市公共下水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が任命する。

(1) 学識経験者 5 人以内

(2) 公共下水道使用者 5 人以内

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、建設部上下水道課において処理する。

(報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年二本松市条例第 38 号）の定めるところによる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 8 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 25 日条例第 39 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。